

鹿児島工業高等専門学校における卓越した学生に対する
授業料免除実施要項

平成27年11月11日

校長 裁定

(趣旨)

第1 鹿児島工業高等専門学校における卓越した学生に対する授業料免除の実施については、「独立行政法人国立高等専門学校機構における卓越した学生に対する授業料免除について」(平成25年2月18日理事長裁定)に定めるもののほか、本要項の定めるところによる。

(免除額)

第2 免除の額は、免除実施可能額を5で除した金額とし、当該年度後期授業料から免除する。

(対象)

第3 対象者は、4年生のうち、原則として以下に掲げる学習ポイントにおいて、ポイント合計を元に学科長が推薦した者(各学科1名に限る)とする。

(1) 3年次までの学習ポイント計算法

3年次 1/成績順位 × 20ポイント

2年次 1/成績順位 × 15ポイント

1年次 1/成績順位 × 10ポイント

成績順位は学年末成績順位とする。

(2) ポイント加算総合値が等しいときは、3年次の学年末試験の順位が高位の者

2 前項の対象者は次の各号に該当する者を除く。

(1) 国費外国人留学生及び政府派遣留学生

(2) 「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則」(平成24年3月1日制定、機構規則第109号)に基づき実施される当該年度の後期授業料免除において、全額免除と判定された者

3 前項までの規定にかかわらず、課外活動等における特筆すべき業績のある学生については、対象者としてすることができる。

(選考)

第4 選考は学生委員会の審議を経て、校長が決定する。

附 則

この要項は、平成24年7月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年10月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。